

保険料はきちんと 納めましょう



国民年金
だより

問い合わせ先
保険年金課
☎40-5558

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。

あなたの納める保険料が、高齢者世代の生活を支えています。また、同時にあなたや家族が将来年金を受け取ることができるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

国民年金の給付には、老後の生活保障である「老齢基礎年金」だけではなく、思わぬ事故等により障害が残ったときには「障害基礎年金」が、生計を維持している人が亡くなったときには残された妻や子に「遺族基礎年金」が支給されます。

しかし、保険料を納期限までに納めなければ、このような年金給付を受けられないことがあります。また、納期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来、受給する年金額が少なくなったり、受け取ることができなくなる場合があります。保険料は、社会保険庁から送付される「納付案内書」で、お近くの金融機関・郵便局・コンビニエンスストア等で納めてください。

納付期限：納付対象月の翌月の末日（末日が土曜・日曜・祝日の場合は、その翌日）



お得な前納制度

将来の一定期間の保険料をまとめて納めると、割引があって、大変お得です。前納を希望される場合は、社会保険事務所にご相談ください。（栃木社会保険事務所 ☎0282-22-6074・4134）

便利で確実な口座振替

ご指定の口座から毎月自動的に保険料が引き落とされます。一度手続きするだけで、毎月金融機関等に向く必要がなくなり、納め忘れもありません。さらに、一括前納（1年前納・半年前納）を口座振替にすると割引額が有利になります。

月々の口座振替を、早割（当月保険料の当月末引き落とし）にしても割引があります。

手続きは、金融機関・郵便局の窓口で、「国民年金保険料口座振替納付申出書」に必要事項を記入し、金融機関等届出印を押印の上、お申し込みください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書等の発行について

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に社会保険庁から発送されました。なお、10月1日以降に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、平成21年2月に発送になる予定です。

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除(非課税)の対象です。配偶者やご家族(大学生の子供等)の負担すべき国民年金保険料を納付したときは、納付した方がその保険料額を申告することができます。控除証明書を紛失してしまった場合、再発行が可能です。再発行が必要な際には、以下までご連絡をお願いします。

控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117

(IP電話の方は、☎03-6748-8882へおかけください。)

開設期間：平成20年11月4日～平成21年3月13日（平日9：00～17：00）